

公益社団法人日本金属学会 新進論文賞規程

(規程の目的)

第1条 本会の表彰・奨励事業のうち、新進論文賞に係る事業の運用を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(賞の名称)

第2条 この賞の名称は、日本金属学会新進論文賞とする。

2 この賞は次の2部門を対象とする。

「日本金属学会誌」「Materials Transactions」

3 賞の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第3条 この賞の事業は、日本金属学会誌及びMaterials Transactionsに前1箇年に掲載された若手の著者による論文中、学術上又は技術上特に優秀な論文に対し授賞することを目的とする。

(対象論文)

第4条 この賞の対象とする論文は、次の各号の要件をすべて満たした原著論文とする。

(1) 第1著者が受賞年度の5月末時点で年齢35歳以下であること。

(2) 日本金属学会誌掲載論文は、「学術論文」又は「技術論文」のカテゴリーに属する論文であること。Materials Transactions掲載論文は、「Regular Article」又は「Technical Article」のカテゴリーに属する論文であること。

(3) Materials Transactionsに英文発表後に和訳して日本金属学会誌に投稿された論文、若しくは日本金属学会誌に発表後に英訳してMaterials Transactionsに投稿された論文ではないこと。

(4) 本会に著作権を委譲している論文であること。

(5) その他会誌編集委員会又は欧文誌編集委員会並びに各種賞検討委員会で決議した要件。

(費用及び収益)

第5条 この賞の費用は、本会の表彰・奨励事業収益で賄う。

2 前項で費用を賄えない場合は、本会の公益目的事業共通収益で賄う。

3 前2項で費用を賄えない場合は、本会の法人会計収益で賄う。

4 前3項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第6条 この賞の事業に係わる予算及び決算は、理事会の決議を要する。

2 前項の予算及び決算は、本会の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

(事業の運営組織)

第7条 この賞の事業は、理事会の決議により、新進論文賞選考委員会を設置して、運営する。

2 委員会の委員長は、日本金属学会誌部門は会誌編集委員長が務め、Materials Transactions 部門は欧文誌編集委員長が務める。

3 委員会の委員の構成及び委員の数並びに事業内容は、理事会で決議する。

4 委員は当該分野の専門家の中から選任する。

5 この賞の候補論文の著者と利害関係がある者を、委員とすることはできない。

(委員会の業務の内容)

第8条 この賞に係る業務は次のものとする。

(1) 募集に係る業務

(2) 選考に係る業務

(3) 授賞に係る業務

(4) 結果の公表に係る業務

(募集)

第9条 この賞の応募要領は、本会の会報及びホームページに掲載する。

2 推薦は、著者本人による自薦、編集委員、当該論文の査読者及び代議員による。

3 推薦者は、1つの部門について複数の授賞候補論文を推薦することはできない。

4 推薦者は、同じ論文を「日本金属学会論文賞」に推薦することはできない。

5 著者は会員であることを要しない。

6 応募書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(選考)

第10条 この賞の選考は、第7条に定める委員会があたる。

2 選考の基準は新進論文賞規則に定める。

3 選考結果は、委員会が各種賞検討委員会に答申し、各種賞検討委員会での協議を経て理事会に答申する。

4 理事会で、授賞論文を決定する。

(授賞)

第11条 この賞の授賞は、本会の秋期講演大会時の機会に行う。

2 授賞は賞状とする。受賞者が非会員の場合には、1年間の会員資格を与える。

3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。

4 適当な候補論文がない場合は、その年度は授賞しない。

(結果の公表)

第12条 この賞の授賞の結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。

2 掲載事項は、受賞者名、所属、受賞対象及び受賞理由とする。受賞理由が明白な場合には受賞理由を掲載しないことができる。

3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(授賞の取り消し)

第13条 授賞後に授賞対象の業績に、公益社団法人日本金属学会事業に係るミスコンダクト対応規程に定められるミスコンダクトの認定が行われた場合には、理事会は遡って授賞を取り消すことができる。

2 授賞の取り消しを行った場合には、表彰状と副賞の返納を命じることができる。

3 授賞の取り消しを行った場合には、本会機関紙上に告示しなければならぬ。

(事業の終了)

第14条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合その他これらに準じる事態が生じた場合には、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(委員会の関与)

第15条 この規程に疑義が生じた場合は、会誌編集委員会及び欧文誌編集委員会並びに各種賞検討委員会で協議する。

(規程の改廃)

第16条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第17条 この規程の運用に必要な事項は、委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 令和元年10月9日 制定(第931回理事会決議)

2. 2020年2月5日 一部改訂(第933回理事会決議) 授賞の取り消し条文追加